

國學院大學學術情報リポジトリ

日本書紀の歌と歴史叙述：
顕宗即位前紀の「室寿」「歌」「誥」：
特集『日本書紀』研究の現在と未来

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 居駒, 永幸, Ikoma, Nagayuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000613

日本書紀の歌と歴史叙述

— 顕宗即位前紀の「室寿」「歌」「誥」 —

居駒永幸

はじめに

『日本書紀』(以下、紀)はなぜ歌を記すのかという問いに、答えはまだ出ていない。『古事記』(以下、記)ではこの課題について小考を重ねてきたが、あらためて紀において考察する。紀の三〇巻中二一巻に一二八首の歌が記載されるから、歌重視の編纂方針が紀にあったことは明らかであるが、歌の記載は個々の記事で事情が異なる。したがって、この問いは個別の事例から全体に及ぶべきで、ここでは顕宗即位前紀の「歌」を前

後の記述とともに取り上げる。

それは播磨国赤石郡に身を隠す億計・弘計(以下、オケ・ヲケ)の兄弟二王が伊予来目部小楯によって発見される場面である。新室の祝宴でヲケ王が「室寿」を奏上し、「歌」を詠む。続いて、自分は市辺押磐皇子の子孫だと「誥」びて告げる。「室寿」と二つの「誥」は和文で訓ませるための訓字中心の表記となっている。漢文で記述する紀の中にあつて、和文が続くのは極めて異例である。この異例にこそ紀の「歌」観と歴史叙述の方法が示されているはずである。顕宗即位前紀を取り上げる理由はまさにそこにある。

一、顕宗即位前紀の構成

顕宗紀の即位前紀はかなり長い。歴代天皇とは大きく異なる、即位をめぐる特別な経緯があったためである。その前後の事柄も含めて、紀の関連記事を掲げてみる。

雄略紀

即位前紀

安康三年十月、雄略天皇が市辺押磐皇子を近江の来田綿の蚊屋野で殺害。

清寧紀

二年十一月、伊予来目部小楯が縮見屯倉首忍海部造細目の新室で二王を発見。

顕宗紀

即位前紀

安康三年十月、市辺押磐皇子が雄略天皇に殺害される。二王は播磨国赤石郡に遁れ、丹波小子と称して縮見屯倉首に仕える。

清寧二年十一月、来目部小楯が縮見屯倉首の新室祝いで秉

燭をしていた二王を発見。（ヲケ王の「室寿」「歌」紀83、

「誥」）

同 三年正月、二王を宮中に迎え入れる。

同 四月、オケ王を皇太子、ヲケ王を皇子とする。

同 五年正月、清寧天皇崩御。二王、天皇位を譲り合う。

二王の姉飯豊青皇女、忍海角刺宮で臨朝秉政し、忍海飯豊青尊と称す。（当世詞人の歌「倭辺に」紀84）

同 十一月、飯豊青尊崩。

元年正月、ヲケ王即位。

二月、置目老嫗、市辺押磐皇子の骨の所在を教える。

二王の父市辺押磐皇子は安康が「後事」を託した皇位継承者ゆえに、雄略天皇に殺害されたと雄略紀は証言する。清寧紀では二王が逃避先の播磨国で発見されたことを記述する。それを受けて顕宗即位前紀が始まる。紀の巻十五は清寧・顕宗・仁賢の三代の天皇紀を収めるが、兼右本の行数では清寧七四、顕宗二〇七、仁賢七四となっており、顕宗紀のうち一〇六行が即位前紀でもっとも分量が多い。ヲケ天皇の即位がいかに重点的に書かれたかを物語る。

上記の安康三年十月から清寧五年十二月までの記述が顕宗即位前紀であるが、最初にヲケ天皇が大兄去来穂別天皇（履中）

の孫、市辺押磐皇子の子で、母は夷媛とする系譜を載せる。細注で「譜第^②」を付し、「飯豊女王、亦の名は忍海部女王」をオケ・ヲケ二王の妹とし、譜第の一本では「飯豊女王」を姉とする。この系譜は「青海皇女 一曰、飯豊皇女」を市辺押磐皇子の妹とする履中紀の系譜と異なる。履中記や清寧記の系譜も履中紀と同じである。

顕宗即位前紀において、オケ・ヲケ二王と飯豊女王が兄妹、あるいは姉弟とする異伝を示すのはなぜか。それはオケ・ヲケ・飯豊女王の王朝が父市辺押磐皇子から始まることを強調する意図としか考えられない。譜第の一本は顕宗即位前紀、清寧五年正月の「天皇姉飯豊青皇女」の根拠となるもので、顕宗紀以下には市辺押磐皇子の子女たちが朝政を担うとする認識とともに、名告りの「於市辺宮治天下、天万国万押磐尊」につながる、市辺押磐皇子を「先王」（先代の天皇）とする認識が紀編纂者にあったことを示す。諸家の系譜である譜第を持ち出したのは、市辺押磐皇子を神聖化する作業の一環であつたに違いない。

譜第の一本に基づく「天皇姉飯豊青皇女」からもわかるように、顕宗即位前紀にはそれ以前の天皇紀と異なる記述が見て取れる。清寧二年十一月に二王を「秉燭者」と記す点である。二王発見の時、すでに父の死から二十六年が経過し、事件当時の

「丹波小子」は「秉燭者」と書かれている。編年体の紀では壮年の「秉燭者」になり、ヲケ王の言葉に「避乱於斯、年踰数紀」とあるのはこの紀年に見合っている。

ところが、清寧紀二年十一月条では、二王発見の際に「畏敬兼抱、思奉為君、奉養甚謹」、「両児」とあつて、明らかに小子として書かれている。これは清寧記に「焼火少子二口」、「播磨国風土記」も「三子等令燭」とするのと同じである。『古事記伝』は早くにこの矛盾を指摘しており、小子とする清寧記・紀や『播磨国風土記』の意図はオケ・ヲケ説話の根幹に関わるはずである^④。

顕宗即位前紀は明らかに清寧紀と異なる紀年で書かれている。説話の枠組みも一部変えて新たな歴史的視点を導入している。それは、これまで見てきたところから言えば、市辺押磐皇子に始まるオケ・ヲケ王朝の歴史叙述を目指したということになる。その核心部分にヲケ王の「室寿」「歌」「詔」が出てくることは、踏まえておくべき必須の前提となる。

二、「室寿」「歌」「詔」の詞章と表記

顕宗即位前紀の清寧二年十一月条にヲケ王の「室寿」「歌」「詔」

が記されるのだが、父市辺押磐皇子に始まるオケ・ヲケ王朝という新たな歴史的視点は「室寿」以下の記載と深く関係しているはずである。まず、前後の記述とともに、それらの詞章の表記を掲げる。

屯倉首語小楯曰、僕見此秉燭者、貴人而賤己、先人而後己。恭敬擗節。退讓以明禮。擗者高越也。相從也。止也。可謂君子。於是、小楯撫絃、命秉燭者曰、起舞。於是、兄弟相讓、久而不起。小楯噴之曰、何為太遲。速起舞之。億計王起舞既了。天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、

①築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎮也。取舉棟梁者、此家長御心之林也。取置椽橈者、此家長御心之齊也。取置蘆萑者、此家長御心之平也。蘆萑、此云京都利。萑音之潤反。取結繩葛者、此家長御壽之堅也。取葺草葉者、此家長御富之餘也。出雲者新墾、々々之十握稻之穗、於淺甕釀酒、美飲喫哉。美飲喫哉、此云于魔羅爾烏羅羅甫屢柯倭。吾子等。子者、男子之通稱也。脚日本此傍山、牡鹿之角牡鹿、此云左烏子加。舉而吾儔者、旨酒餌香市不以直買、手掌慘亮手掌摺亮、此云陀那則舉謀耶羅々爾。拍上賜、吾常世等。壽畢乃赴節歌曰、

②伊儺武斯廬 呵鏡泝比野儺擬 寐逗喻凱麼 儺弭企於己

陀智 曾能泥播宇世儒

小楯謂之曰、可伶。願復聞之。天皇遂作殊舞。殊舞、古謂之立出舞。立出、此云陀豆。儺狀者乍起乍居而儺之。誥之曰、

③倭者彼々茅原、淺茅原弟日、僕は也。

小楯由是、深奇異焉。更使唱之。天皇誥之曰、

④石上振之神櫓、櫓、此云須擬。伐本截末、伐本截末、此云謨登岐利須衛於茲波羅比。於市邊宮治天下、天萬國萬押磐尊御裔、僕は也。

小楯大驚、離席悵然再拜、承事供給、率屬欽伏。於是、悉發郡民造宮。不日權奉安置。乃詣京都、求迎二王。白髮天皇、聞憲咨歎曰、朕無子也。可以爲嗣、與大臣大連、定策禁中。仍使播磨國司來目部小楯、持節、將左右舍人、至赤石奉迎。

①が「室寿」、②が「歌」、③④が「誥」である。これらの表記が前後の漢文体とどのように違うのか、それを具体的に見ておこう。

①は表記上、「築立」から「余也」までの前半部と「出雲」から最後の「吾常世等」までの後半部の二つに分かれる。前半部は冒頭に「築立 稚室葛根」の句を置いて、以下「A者、此B之C也」の形式で六回くり返される。一回目のA「築立 柱」

が「ツキタツル ハシラ」と訓読されることは、A4の「蘆雀」に「哀都利」の訓注があることよって明らかである。⁵⁾ Bはすべて「家長」で、図書寮本・『積日本紀』(以下、積紀)の傍訓にイヘキミとあることから古訓と認められる。C1の「鎮」は図書寮本・積紀の傍訓にシツマリの古訓があり、以下C6「餘」のあまりまで和語で訓読すべき本文である。後半部にも三箇所訓注がある。「新墾、々々之十握稻之穂」に見られる「く之く之」は和語の表記としてよく見られ、「脚日本」には一字一音表記も用いている。①は和文として書かれた表記で、それらは「室寿」の口誦詞章として訓まれるための工夫であったと言える。

②はすべて一字一音表記で、記・紀に共通する「歌」の表記法である。記・紀が歌になぜ一字一音表記を採用したのかという点については後に考えるとして、記・紀が成立した和銅から養老の時代に『万葉集』に見られる音訓交用表記があるにもかかわらず、両書は一字一音表記を採用した。この事實は、記・紀に「歌」に対する明確な認定基準があったことを意味する。それは音数律であろう。②の場合は短歌体である。追い込みで漢字が羅列するにもかかわらず、歌として読めたのは五・七音の音数律によるところが大きい。同時に、歌は一字一音表記を

とすることで、漢文体や①のような訓字中心の日本語文、すなわち和文表記から明確に区別できたのである。

③④も和文の表記となっている。③の「彼彼」は図書寮本にソソの傍訓があり、『時代別国語大辞典・上代編』に表意文字と訓仮名の二説を挙げるが、草の葉がそよそよと鳴る擬声語を表わす乙類の正訓字とするのが正当である。⁶⁾「茅原／浅茅原／弟日／僕」につなぎの助詞がなく、「くチハラくチハラ」には口誦性とともに関節的な響きが読み取れる。

④には二箇所訓注がある。「石上振之神榎」は『万葉集』に「石上振乃神杉」(10・一九二七)の表記例があり、「榎」に訓注があるのは和語のスギとして訓み難いと判断したためであろうか。「伐本截末」の訓注も特に「截」をオシハラヒと訓ませるための施注と見られる。「天万国万」は美称で、「天万」は孝徳天皇の和風諡号に「天万豊日」とあるように、アメヨロツの用字として定着していたことが考えられる。③④は口誦の和文として訓読されることを優先した表記である。

以上、「室寿」「歌」「誥」の表記を見てきたが、一字一音表記の②はもとより、①③④も前後の正格の漢文体とは明らかに区別される文字列と認識されるものであった。基本的に和文の語順で書かれ、漢文体の倒置の語順は二箇所しかない。①「不

以直買」と④「伐本截末」であるが、いま触れたように後者には訓注があった。①③④は口誦の和文として読めるように書かれた和文^⑦の表記と確認される。

これまで述べてきたように、「室寿」「誥」は歌ではないにしても、韻文的な口誦詞章の形態をもつ。そのような原形を留める記載資料が①から④のものになったと想定されてもいる。^⑧①から④の韻文詞章は、和文体の表記によってそれぞれ「室寿」「歌」「誥」として二王発見の場面に記述されたことになる。

三、日本書紀の韻文詞章

正格の漢文体で書かれた紀の中で、歌以外に韻文詞章は存在するのか。紀では和語や和文は基本的に漢文に翻訳して記述されるので、和文の表記をとる韻文詞章は記載されないと思ってしまうが、いくつか拾い上げることができる。それらの例と比較しながら、①③④の詞章と表記についてさらに検討してみる。

i 神代紀下、第十段

貧窮之本、飢饉之始、困苦之根（一書第二）

貧鉤、減鉤、落薄鉤（一書第二）

大鉤、踉蹌鉤、貧鉤、癡駭鉤（一書第三）

汝生子八十連屬之裔、貧鉤、狹狹貧鉤（一書第四）

ii 崇神紀六十年七月

玉菱鎮石。出雲人祭、眞種之甘美鏡。押羽振、甘美御神、底寶御寶主。山河之水泳御魂。靜挂、甘美御神、底寶御寶主也。菱、此云毛。

iii 垂仁紀二十五年三月

是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也。傍國可伶國也。

iv 神功撰政前紀・仲哀九年三月

神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉。

幡荻穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居神之有也。

於天事代於虛事代玉籤入彦嚴之事代神有之也。

於日向國橘小門之水底所居、而水葉稚之出居神、名表筒男・

中筒男・底筒男神之有也。

v 履中紀五年九月

劔刀太子王也。

鳥往来羽田之汝妹者、羽狹丹葬立往。汝妹、此云雛邇毛。

狹名来田蔣津之命、羽狹丹葬立往也。

vi 仁賢紀六年是秋

於母亦兄、於吾亦兄。弱草吾夫何怜矣。言於母亦兄、於吾亦兄、

此云於慕尼慕是、阿例尼慕是。言吾夫何怜矣、此云阿我圖摩播耶。言弱草、謂古者以弱草喻夫婦。故以弱草爲夫。

i は弟の彦火火出見尊が兄の火酢芹命に鈎鉤を返すときのトゴヒ(詛言)である。トゴヒは相手を呪う言葉で呪詛とも言い、呪言の一種と見なされていた。「貧鉤」「滅鉤」などの呪言には相手を辛苦させる靈力があり、その根源的な力は「本」「始」「根」と言い表わされる。これらの呪言が和語であることは「跟跨鉤」「癡駭鉤」の訓注によって知られる。「ヂーヂーヂー」の列挙には呪文のような響きがある。

ii は丹波の氷上の人、氷香戸辺の子が「自然に」言ったとする言葉である。後文では小児の言葉らしくないので、神の「託言」(託宣)ではないかと疑っている。出雲臣が神宝を貢上し、出雲の大神を祭らなくなったとあることから、それに対する出雲の出雲の神宝を寿ぐ呪詞であり、その神宝を出雲に戻して祭るように託宣する内容であろう。ii の表記は漢文体とはまったく異質で、正訓字の和語を列挙する和文体と言うべき表記法が見られる。和語の列挙という点では i に通じるところもあるが、「押し羽振る」「静挂かる」という、ご神体である鏡を形容する枕詞的称辞を伴って、「甘美御神、底宝御宝主」を対句的に

くり返すところは修辭を備えた韻文詞章と言つてよい⁽⁹⁾。この表記は「託言」として訓まれることに対応するものである。

iii と iv はいずれも神託である。iii は天照大神が倭姫命に依り憑いて言わせた言葉で、伊勢国の国讃め詞章である。「神風の」は伊勢の枕詞、「常世の浪の重浪帰する国」は「伊勢国風土記逸文」にも類句が見られ、固定的な称辞である。訓字からなる和語の表記と言える。iv は神功皇后が神降ろしをして得た神の言葉である。ここにも「神風の」「百伝ふ」「拆鈴」「幡荻」の枕詞が見られ、称辞を重ねる神名や「水葉も稚けく出で居す」などの祝詞(例えば出雲国造神賀詞の「いや若えに御若え坐し」)に通じる神の形容には韻律的な詞章が認められる。それらは正訓字を用いて和語の語順で表記される。

v は風の音のように「大虚に呼ふ」とあるので、天上からの神の言葉である。「剣刀」は「身」「磨ぐ」「名・汝」などにかかる枕詞として万葉歌に多用される。「太子王」への続き方は不明で、枕詞の未分化な状態を留める皇太子の呼称として異例の表現である⁽¹⁰⁾。次の「鳥往来ふ」は「羽田」にかかる枕詞で、「汝妹」にはナニモの訓注があり、和語で訓むように書かれている。羽田矢代宿禰の女黒媛が葬送されたこと、大声で言うのが聞こえ、また黒媛の別称らしき名で葬送のことがくり返される。

行幸先の淡路島にいた天皇に、神の崇りによる皇女の死を神が伝える言葉であった。「羽狭丹葬立往」の助詞二に「丹」の仮名表記を用い、枕詞や対句的な詞句をもつところは口誦の韻文詞章に近い。神の言葉に対応するために異質な表記をとったものであろう。

viは高麗に派遣された夫を思い、妻が泣いて言った言葉である。訓注があり、また「弱草」が「夫」を意味するという語注も付いている。妻にかかる枕詞「若草の」を含むところは、韻律的な要素をもつ詞章を和文の表記で書いたものと言える。

紀の中に非漢文体の表記を見てきたが、神の言葉である呪言や呪詞と見なされる詞章には日本語の語順で和文として訓まれる表記を採用していることが確認される。この種の言葉は漢文に翻訳することが困難であるだけでなく、むしろ口誦の言葉を書き示すところに意味があったのである。それらは和語の語順で訓字表記をとり、訓注を施した。それらの和語・和文の表記には枕詞、対句（語）、称辞などの修辞、音数律や音の重なりという韻律性が認められた。それらの要素は呪言、呪詞がもつ未分化な韻文詞章の特徴と見られる。

iからviに見てきた特徴は①③④の表記や表現法と重なり合う。つまり、紀は非漢文体のiからviと同じような表記法で①

③④を記載しているのである。「室寿」「誥」という口誦の韻文詞章として書くことが求められたからであろう。あるいは①③④の訓字表記が、②の一字一音表記とともに先行資料としてあったとも考えられる。①③④の「室寿」「誥」はiからviの韻律性や修辞性に類似または共通する韻文詞章と見なされ、和文体という異質の表記で記載されるに至ったことがこれまでの検証から確認できる。

四、「室寿」「歌」と散文

次に①から④について韻文詞章の表現内容を検討するとともに、散文叙述との関係を見ていくことにする。まず、①「室寿」と②「歌」を取り上げる。

前述のように、①は表記上、二段に分かれる。前半部は新室とその家長を寿ぐ呪詞で、「柱」は「家長の御心の鎮」という言い方には柱と家長の心の鎮まりを結びつける「融即的認識」が指摘されている。すなわち生命的な関係を言う呪的な表現を意味する。次の「棟梁」と「心の林」は、棟と梁が家長の心の繁栄・活力を表わす。『出雲国風土記』意宇郡拜志郷に「此処樹林茂盛。尔時詔、「吾御心之波夜志」詔。故云林。」とあるよ

うに、樹林と心の繁栄を同一と見る古代的思考法があった。棟梁と心の林は祝的な関係でつながるのである。以下、「椽^{はへき}」と「心の芹^{とろは}」、「蘆^{あし}荳^{まめ}」と「心の平^{たいら}」、「繩^{つな}葛^{くわ}」と「寿^{いのち}の堅^{かため}」、「草^か葉^や」と「富^{とみ}の余^{あまり}」も同様の祝的な同一関係でつながっている。六回のくり返しも祝的な表現法で、呪言のくり返しによって言葉の霊力が蓄積され、寿祝が増大すると考えられた。雄略記の天語歌に椽の葉が上の枝から中の枝、下の枝へと落ち触れていき、最後に蓋に浮かぶというくり返しによって日の御子を最大限に称えるのと同じである。くり返しは「室^{むろ}寿^{じう}」の祝詞の基本的な構造で、この構造が韻文詞章にしていると云つてよい。その新室と家長の寿祝から酒宴の場に転換する。後半部になると、内容だけでなく、表記法も変わることは前に述べた。ここでは「出雲は……吾^あが子^こ等^{ども}」と「脚^{あし}日^ひ木……吾^あが常^{とこ}世^よ等^{ども}」の二連が対句的に進行し、饗宴の酒やそこに集う若者と長老たちを祝福するのである。「新^に艮^{がみ}」のくり返しや「脚^{あし}日^ひ木」の枕詞、歌語の「牡^さ鹿^{しか}」などは、後半部が歌に近い詞章であることを示す。「牡^さ鹿^{しか}の角^{とく} 挙^あげて 吾^あが儼^まへば」は新室の主を寿ぐ庭の芸能としての鹿踊りを指すが、散文に「小^こ楯^{たて}撫^な絃^{げん}、命^{いのち}秉^{へい}燭^{しやく}者^{もの}曰^{いは}、起^{おこ}儼^{げん}」とあるのと呼応する。小楯が琴を弾いて舞ったというのは、次の歌の散文「赴^し節^{せつ}歌^か」につながることが注目される。

室^{むろ}寿^{じう}が終つてヲケ王^わが歌を披露する。その初句が「伊^い儼^{げん}武^ぶ斯^し盧^ろ」である。万葉歌にも「伊^い奈^な牟^む之^の呂^ろ 川^かに向^{むか}き立^{たち}ち」(8・一五二〇)、「道^{みち}行^ゆき疲^{つか}れ 伊^い奈^な武^ぶ思^し侶^{りょ} 敷^敷きても君^{きみ}を」(11・二六四三)の二例が見られ、イナムシロは稲^{いな}席^{せき}の意である。②の場合、一五二〇番歌と同様、「川^か」の枕詞と見てよいが、そのかかり方は不詳である。ただ、②が「稲^{いな}席^{せき}」で始まるところには意味がある。①「室^{むろ}寿^{じう}」の「醸^かめる酒^{さけ} 美^みにを 飲^や喫^くふるがね」「手^て掌^{てい}も 櫻^{やなぎ}亮^{らう}に 拍^たち上^あげ賜^{たま}へ」という、美酒を楽しむ饗宴の場を受け、「吾^あが子^こ等^{ども}」「吾^あが常^{とこ}世^よ等^{ども}」が座っている「稲^{いな}席^{せき}」とうたい始める句であることは明らかである。①から②へと連続し、②の「靡^{なび}き起^おき立^{たち}ち」その根は失^うせず」に二王が皇孫であることを含意させつつうたう。この歌には二王復権の叙事が内在すると言つてよからう。

この歌で特に重視すべきは散文の「赴^し節^{せつ}歌^か」という語である。ヲケ王が小楯の弾く琴の節に合せてうたったことを意味するが、これは前述したように①の散文「小^こ楯^{たて}撫^な絃^{げん}」を受けている。この語の出典については『書^{しよ}紀^き集^{しゆ}解^げ』が早くに『文^{ぶん}選^{せん}』の「文^{ぶん}賦^ふ」を指摘している。それも含めて二箇所の出典を見てみよう。或^{ある}覧^{らん}之^の而^を必^{かならず}察^{さつ}、或^{ある}研^{けん}之^の而^を後^{のち}精^{せい}、譬^{たとへ}猶^{なほ}舞^ま者^{もの}赴^し節^{せつ}以^{もつ}投^な袂^{たひ}、歌^{うた}者^{もの}応^{おほ}絃^{げん}而^を声^{こゑ}、是^{こゝに}蓋^{たしか}輪^{りん}扁^{へん}所^{ところ}不^な得^え言^ふ、故^{ゆゑ}亦^{また}非^た華^わ説^{せつ}之^の所^{ところ}能^よ精^{せい}。(文^{ぶん}賦^ふ)

冀東平之樹、望咸陽而西靡、蓋山之泉、聞絃歌而赴節。

(重答劉秣陵沼書)

これらは琴の調子や演奏に合わせて舞い、うたうという例であり、琴歌の調子に泉が感応する意でも用いられている。兄のオケ王が小楯の琴の演奏に合わせて舞い、弟のヲケ王が①の後、②で琴の演奏にのせて歌をうたったという記述に『文選』の語が出てくるのである。『文選』の語の引用は文飾的な利用というだけではなからう。「赴節」の語の背景にある琴の調べの不思議な力をも含めて引用されていると見なければならぬ。

②の散文の「赴節歌」にはヲケ王の歌に対して特別な意味を与える意図が読み取れる。琴が天皇の儀礼に用いられ、記・紀では天皇に専有される楽器として記述されることから見て、⁽¹³⁾ 秉燭者の歌らしくないことは明らかである。琴の弾き手の小楯は播磨国司であって、天皇の御言持ちとして統治の代行をする立場であるから、ここでは天皇儀礼の歌として書かれていると見てよい。

①②の散文に「小楯撫絃」「赴節歌」とあるのは、この部分だけでなく、顕宗即位前紀全体に関わっているはずである。①の散文には兄弟二王が名告りを譲り合う場面に「相譲再三」「恭敬擯節。退讓以明禮。可謂君子」とあり、「譲」という主題が『芸

文類聚』人部「譲」条を利用して書かれていることはすでに指摘されている。⁽¹⁴⁾ その「譲」とともにもう一つの主題が「絃」「節」に見られる「礼楽」である。

礼楽思想の導入は『続日本紀』天平十五年五月条に天武天皇の意向とする記述によって明らかであるが、「礼と楽と二つ並べてし平けく」が「天下を治め賜ひ平げ賜ひて」と同じ文脈にあることに注意する必要がある。『礼記』「楽記」の「致禮樂之道、舉而錯之天下無難矣」にあるような、礼楽の徳による統治が紀に理念としてあったことは、雄略紀五年二月の歌や十二年十月の琴歌などから窺い知ることができる。⁽¹⁵⁾

顕宗即位前紀は「譲」と「礼楽」の思想をもとに散文叙述が構成され、琴の節に合わせてうたうヲケ王の歌詞「その根は失せず」によって、来たるべき兄弟二王の即位とその統治が暗示的に予告されるのである。

五、二つの「詰」と散文

③の散文には「作殊儻。詰之曰」とあるから、舞いながら⁽¹⁶⁾ ③を「詰びて」言ったと解される。「殊舞」は古くは「立出舞」と言い、立ったり坐ったりして舞うとの語注がある。『書紀集解』

は語注を養老私記からの竄入とするが、『日本書紀私記』(甲本)に「起舞 立出舞。乍坐乍立舞也。東舞多舞豆舞也。養老云東舞多舞豆舞也。舞状乍居乍起而舞也」とあるのは、小楯が秉燭者に命じた「起^たて舞へ」の注としたか、あるいは「殊舞」と「起舞」を同一の舞と見たとも考えられ、「養老云」が「東舞」の注になっている点など、竄入説には疑問が残る。新編全集『日本書紀』頭注はタツヅが「立ち出ヅ(立ち現れる)の意」で、②の第四句「靡き起き立ち」を踏まえた、立ったり坐ったりする舞にちなむ命名か」とする。そのように考えれば、②の歌詞を基点としてヲケ王登場の舞が叙述され、また「起ちて舞へ」の叙述にもなったと見ることができる。

③と④の「誥」は神代紀上と神武即位前紀の「雄誥」にヲタケビの訓注があるので、タケビと訓んで問題はない。記には「建」にタケブの訓注があり、「誥」の用字を見ない。紀の「誥」字を検討してみると、十五例中八例が「雄誥」「躡誥」の形で勇猛な行動を示す意を表わし、③④を含む五例が「曰」を伴う形で言葉を強く発する意で用いられる。次に③④を除く三例を挙げてみる。

a 時五瀬命矢瘡痛甚。乃撫劔而雄誥之曰、慨哉、大丈夫、被傷於虜手、將不報而死耶。(神武即位前紀戊午年五月)

b 時道臣命、審知有賊害之心、而大怒誥嘖之曰、虜爾所造屋、爾自居之。(同八月)

c 日本武尊、雄誥之曰、熊襲既平、未經幾年、今更東夷叛之。

(景行紀四十年七月)

a c の「雄誥」はヲタケビシテと訓読し、a は五瀬命が虜に對する憤激の言葉を強く告げ、c は日本武尊が東夷の平定を勇ましく告げる意である。b の「誥嘖」はタケビコロヒテと訓読し、道臣命が罵倒する言葉を虜に激しく告げる意を表わす。「誥」は『篆隸万象名義』に「誥 告也、謹也、語也」、「類聚名義抄」に「誥 ック カム カフ ツ、シム ツカフ アラ ハス 謹也 語也」とある。a 〃 c の「誥」は上から下に告げる、申し渡す意で通る。紀では特に「虜」「夷」など平定すべき下位の者を対象とする用字意識が見られる。

以上のことから、③④の「誥之曰」には上から下に向かって告げる意と解される。これまでは下僕であったオケ王が、王の身分に立って小楯に宣言する意を表わすと土橋寛『古代歌謡全注釈・日本書紀編』は述べている。この指摘は「誥」をコトアゲシテと訓むことに向かうのであるが、その訓みの可否は別に、この場面に「誥」を用いる紀の意図を的確にとらえている。すなわち①②では秉燭者であった立場が③で王に転換し、

下の者である小楯に天皇の「御裔」であることを告げるというのが「誥」の用字に示す紀の意図である。このように見てくると、「誥」に「アラハス」の訓を付す『類聚名義抄』の語義が注目される。「誥」は身分を隠してきたヤケ王がついに王の姿を現わすという意をもつことになるからである。これは前に引いたタツツの「立ち出ヅ（立ち現れる）」の意」にも結びつく。

③の散文には②の歌を聞いて小楯が「可怜」と緩慢な態度しか示さず、それに対して「天皇、遂作殊舞」とあるが、これはついに王の姿を現わすという文脈なのである。「殊舞」はヤケ王登場の舞と前に述べたが、文脈上の意味としては王族しか舞うことのできない宮廷の秘舞として書かれていることになる。それを受けて「誥之曰」の記述があることはもはや明らかである。即位前の神武天皇と天皇の代行者たる日本武尊にしか出ない異例の「誥之曰」も含めて③の前の散文は、名告りの韻文詞章、特に③の「弟日、僕」、④の「天萬國萬押磐尊御裔、僕」の詞句に基づいて記述されたと行ってよい。

③④の訓読文は次のようになる。

倭は	浅茅原	弟日	僕らま	是なり
いづのかみ	あさぢはら	おとひ	やつこ	これ
石上	振の神櫓	本伐り	末截ひ	市辺宮に
いづのかみ	かみすき	もとき	すえき	いちのへのみや
たまひし	あめよろづによつあはのみこと	天万国万押磐尊の	僕らま	是なり
				あめのしたむす
				天下治め

「そそ茅原 浅茅原」は「出雲は 新墾」、「淡海は 水淳む国倭は 青垣」(『播磨国風土記 美囊郡』)などと同様、国讀めの詞章である。「彼彼」は茅の葉の擬声語を表わし、「さやさや」(記47、記74・紀41)と同じように充足する状態を表わす。倭の国を讀める祝詞系統の詞章で、「豊葦原」に通じる始原の風景によつて称辞となっている。

「弟日」について『書紀集解』は「日古日賣日」で「弟彦」とする。ヤケ王は倭の国の弟王であると告げているのである。

「僕らま」の接尾語ラマは表記にはないが、図書寮本や『日本書紀私記(甲本)』に古訓としてあり、『播磨国風土記』美囊郡の名告りの詠にある「奴僕良麻」の音仮名表記によつて根拠づけられる。このラマは下僕たる者という抽象化された意味の語を構成するとされ、⁽¹⁸⁾「大命良麻止」(宣命第一詔、『続日本紀』文武元年八月)など詔の語に用いられることが注意される。告げ渡す時の口誦語と「誥」は照応するのである。

「石上 振の神櫓」がここに出てくる理由は何か。「本伐り末截ひ」を起こす序としての修辭的役割は当然あるが、それに加えて、履中即位前紀に「太子、便居於石上振神宮」、仁賢紀元年正月に「皇太子於石上広高宮即天皇位」とあり、履中皇統のゆかりの地という意味も考えられる。「伐本截末」について

土橋寛『古代歌謡全注釈・日本書紀編』は「杉の枝を切り払うように、天下を平定した押磐尊……と続く文脈」と解し、新編全集『日本書紀』頭注は『文選』「長笛賦」に典故を指摘し、「根元と先の方を切り払う意」とする。

膺隋阨、腹陞阻。逮乎其上、匍匐伐取。挑截本末、規摹護矩。變襲比律、子壻協呂。

「伐」「截」は竹を切り調える意であるから、相の根本や枝葉を伐り払うことを天下統治の意に用いた比喩的な措辞と見てよい。『篆隸万象名義』に「截裁也治也断也」、「類聚名義抄」の「截」の訓に「キルタツヲサムト、ノフ」があることから、「伐り払う」と「統治する」は比喩的というより同義的である。それは『万葉集』に「天の下^{あもと} 治賜（をさめたまひ）」に云ふ、掃賜而（はらひたまひて）「ちはやぶる 人を和せと まつろはぬ 国を治跡（をさめと）」に云ふ、掃部等（はらへと）（一・一九九）とあり、「治め」の異伝に「払ひ」があることから明確にめられる。「末截ひ」は「治めたまひし」に同義的關係でかかっていくのである。

「市辺宮に 天下治めたまひし 天万国万押磐尊の」は明らかに押磐皇子の即位を伝えている。事実、『播磨国風土記』にはヲケ王の詠に「山投坐 市辺之天皇」と出てくる。『古事記伝』

は教え子の青柳種麻呂の説として、安康崩御後に押磐皇子が市辺宮で即位し、雄略に殺害されるまで天皇位にあったことを紹介している。しかし、記・紀に押磐皇子の即位の記述はなく、歴史的事実としてとらえるべきではないのであろう。¹⁹系譜で述べたように、顕宗即位前紀にはそれ以前の天皇紀と異なる記述があり、この「押磐尊」の詞章も押磐皇子を神聖化する作業の一環として見るができる。

ただ、この神聖化が紀の潤色とばかりは言えない。基づくべき根拠があつたはずである。その一つが「譜第」という資料であつたことになる。顕宗即位前紀が「譜」で意図しているのは、次に示すように「押磐尊」天皇に始まる履中系の皇統であつて、雄略の允恭系に対してもう一つの皇統として存在するという主張である。

履中天皇——市辺押磐皇子——忍海飯豊青尊——顕宗天皇

——仁賢天皇

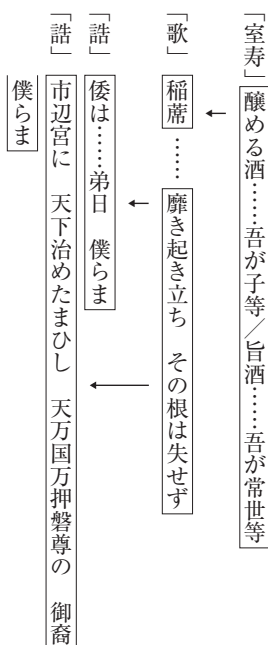
允恭天皇——雄略天皇——清寧天皇

「御裔」の訓はミアナスエで、清寧記に「末」、『播磨国風土記』に「御足末」とある。「裔」は景行紀四年二月に「当今時、謂諸国之別者、即其別王之苗裔焉」とあるように、子孫の意味であつて子に限定できない。あえて「御裔」としたのは「押磐尊」

天皇に始まる皇統を表明する名告りであつたからに他ならない。これは履中天皇から始まる清寧記の名告りと大きく異なるところで、顕宗即位前紀の名告りには「押磐尊」天皇に始まるオケ・ヲケ王朝という歴史叙述の意図が明確に表われている。

六、「室寿」「歌」「詔」と「嗣」の歴史叙述

「室寿」「歌」「詔」の韻文詞章はそれぞれ表記が異なるところから、一見すると、別々の資料の寄せ集めと言えなくもない。しかし、これまで詞章内容を検討し、散文との関係を読み解いてきた結果、韻文詞章のあいだに緊密な関係が認められた。それは「歌」を軸とするつながりである。ここにあらためて図示する。



酒宴の座から「稲席」を起こし、「靡き起き立ち その根は失せず」の下の句から「押磐尊」天皇の子孫とする名告りへのつながりが明らかに見て取れる。吉田修作氏は「室寿きの中に名告りの位相が内包されていて」、「歌」によって「ヲケノ命の正式な名告りを誘導した」と、その関連性に言及している。⁽²⁰⁾ 四詞章が「歌」を中心にあたかも連作的構成の如き一体性をもって記載されていることは明らかである。この現象は四詞章がそれだけで成り立つ構造体としてあつたことを示す。散文はそのあいだを説明したにすぎない。

この四詞章を一つの構造体として見た時、「歌」と「室寿」「詔」の韻文詞章としての違いが問題となる。前述したように、それらは呪詞性や韻律性をもつことでは共通している。「室寿」「詔」の表記も訓字中心の和文体であつた。訓注には五音句や七音句も目に付く。つまり、「歌」と、歌ではないけれども歌に近い韻文詞章の構造体となっている。

紀には歌だけでなく、歌に近い韻文詞章も混在している。その一端はi-viの詞章に見た通りである。藤井貞和氏が「儀礼以前の歌謡状態」あるいは「うたの未開状態⁽²¹⁾」ととらえた歌の未分化とはまだつながっているのである。紀が「室寿」にホキヲハリテ（「寿畢」）、「歌」にコトノフシニアハセテミウタヨミ

シテ(「赴節歌」)、「誥」にウタハシム(「使唱之」)と記述したのは、歌状態の詞章に対する分節化の試みに他ならない。ムロホク、ウタヨム、タケビテウタフはこの構造体がヤケ王による一連の口頭詞章であることを明示するとともに、声の言葉に呪的な力を認め、紀はそこに政治的な權威を与えているのである。

それでは、この構造体は紀が創り出したものであろうか。前に、四詞章だけで成り立つ構造体と、既存のもののような言い方をしたが、それを確かめる資料に恵まれていない。ただ、記には一つの名告りの「詠」、「播磨国風土記」には六句と九句の「詠辞」しかないのに対して、紀では「歌」を中心に四詞章で構成する。名告りの詞句に類似性があることから、三書には共通の原資料があったという想定も可能であるが、他の部分に大きな相違があり、それぞれに資料的根拠があったと見た方がよい。特に紀の場合、ヤケ王の「歌」を中心に構成される点に注目しなければならぬ。「歌」を記すのは紀だけであって、琴の節に合わせてうたうという記述は、この「歌」の来歴を示唆する。雄略紀の礼楽思想に関わる琴歌は宮廷歌曲に属すると見られるし、建内宿禰が天皇から琴を賜うたつた仁徳記の歌には「本岐歌の片歌」という宮廷歌曲名が付いている。この「歌」について土橋寛『古代歌謡全注釈・日本書紀編』は「述作者の

立場からする批評的な歌で、時人の歌的というべきである」とするが、「述作者」の実体が明らかでなく、それが紀の編纂者とすれば紀の創作ということになり、紀の歌全体に関わって疑問が残る。記・紀において創作歌を散文にはめ込むという状況は考えにくいからである。山路平四郎『記紀歌謡評釈』が「民衆の謡物からは縁が遠い」として宮廷歌曲と推定する点は首肯できるのであって、この「歌」は宮廷歌舞の中に伝来した、二王の歴史に関わる宮廷の琴歌と推定されるのである。^②

この「歌」はなぜヤケ王登場の「室寿」と名告りの「誥」の中心にあつて顕宗即位前紀に記述されるところとなったのか。最後に、この問いが残されている。その理由は「歌」がもつ叙事にあると見てよい。「靡き起き立ち」の句は雄略による父殺害のために播磨に潜伏することになった二王の発見と再起を伝え、「その根は失せず」は二王の即位と履中皇統の復活を物語っていて、この「歌」の叙事は顕宗即位の経緯に合致する。「室寿」との関係で言えば、秉燭者から皇位継承者に立場が変わり、名告りの「誥」によつて二王の復権という「歌」の叙事が明確になるのである。このような「歌」の叙事からも四詞章が二王の即位と履中皇統の復活を語る構造体であることを確かめうる。

「歌」を記す顕宗即位前紀が異例の分量の多さであることは

前に触れた。また、履中紀系譜との違いを譜第で補う修正についても述べた。すべては二王の信憑性と正統性に関わることである。名告りの韻文詞章は皇位継承者の正統性を証明する手段に他ならない。記・紀、『風土記』に共通することからもそれは明らかである。しかも、「押磐尊」天皇に始まる皇孫という名告りは、来たるオケ・ヲケ王朝への強い予言の呪詞になっている。

その名告りは「歌」によって信憑性と正統性が与えられるとも言える。「歌」は一字一音表記で示す完全な和語である。訓字主体の「室寿」「誥」よりも、うたい手の言葉として直接的である。一字一音表記の「歌」は声の言葉としての身体性をもつがゆえに、「歌」の言葉は事実と見なされる。つまり、ヲケ王の言葉としての信憑性と正統性が「歌」によって保証される仕組みがここにある。この仕組みは記・紀に歌があることの基本的な理由として考えられるのである。紀にはうたい手の声という事実性を「歌」に認める「歌」観があったことになる。それは紀の「歌」による歴史叙述を成り立たせる考え方である。声による事実性の保証はこの構造体のホク、タケブにも及んでみると見るべきであろう。

清寧紀二年二月条は天皇に御子がないことを記述し、十一

月条の最後に二王発見の報を聞いた天皇が「朕無子也。可以為嗣」と宣言し、二王の皇位継承を記載する。四詞章を中心とする顕宗即位前紀はこのヒツギ（嗣）のために書かれたということになる。「嗣」は皇極紀元年十二月に「奉誅日嗣」、持統紀二年十一月に「奉誅皇祖等之騰極次第。禮也。古云日嗣也」とも記す。「騰極次第」は皇統譜と見られ、「日嗣」は記序文に「帝皇日繼」とも言う。日の御子として天皇位を嗣ぐ意と考えられる。清寧天皇後の皇位不在は「嗣」の危機であった。顕宗即位前紀の最大の目的はヲケ王の「嗣」すなわち皇位継承を正統なものとする「嗣」の歴史叙述が求められたのである。「室寿」「歌」「誥」という四詞章の構造体は、二王の信憑性と正統性を示すために紀が意図した「嗣」の歴史叙述に他ならない。

結び

顕宗即位前紀の「室寿」「歌」「誥」という構造体は、紀において異例の形態である。二王の「舞」の順番で「讓」の主題を漢籍の文飾を鏤めた正格の漢文で劇的に記述した紀が、「名告り」の場面では対照的に四詞章の構造体と散文による説明で記述する。そこにある紀の意図が「嗣」を主題とする歴史叙述に

あることを小論では述べてきた。「歌」を中心に和文体で書記された構造体とその散文叙述は、紀が示した新たな表現形態としてとらえる。それがどのように継承され、展開したかという課題は、今後さらに考えてみなければならぬ。少なくともこの「歌」にまつわる落魄の貴種の話は、『俊頼髓脳』を経て『慈元抄』にまで見られるように、中世的バリエーションさえ生み出しているのである。⁽²⁰⁾

注

- (1) 「蟹の歌」 応神記・日継物語の方法」(『文学』二〇一二年一月)、「歌謡をめぐる謎 なぜ、たくさん歌が収められたのか?」(『歴史読本』二〇一二年四月)、「置目来らしも」『古事記』の最終歌二首と日継物語」(『国語と国文学』二〇一三年五月) など。
- (2) 新編全集『日本書紀』頭注に、『晋書』杜預伝の「衆家譜第」を引いて帝紀の類かとし、記序に「諸家之所齋帝紀及本辞、既達正実、多加虚偽」とあるように、異本が生じていたと想定する。青木周平「風土記と記紀の關係——播磨国風土記オケ・ヲケ説話を中心に——」(『上代文学』二〇〇七年四月) は「家々の系譜の類」とする。
- (3) 『古事記伝』は「其後雄略・清寧二御代を経て、今なほ童なるべきに非ず」とする。しかし、「此二柱王は、実は忍爾王の御子にはあらで、御孫にや坐けむ」と、誤伝とするのには従えない。
- (4) 三浦佑之「話型の伝承性——オケ王とヲケ王」(『古代叙事伝承の研究』

一九九二年、初出は一九八五年四月) は、「シンデレラ物語」の話型からオケ・ヲケに継子という伝承性を指摘している。

- (5) この訓注は『釈日本紀』の巻二十三和歌に見えないが、紀巻十五のもっとも古い写本である圖書寮本には確認できるので、養老四年成立の原文に遡りうる本文と見ておく。なお、紀の原本は存在しないので、厳密にはここと言う原文とは「校異によって再建が期待されるオリジナルの本文(ほんもん)」(中村啓信「古写本の研究と現代」『歴史読本』二〇〇七年十一月) ということになる。

- (6) 土橋寛『古代歌謡全注釈・日本書紀編』(一九七六年)

- (7) 毛利正守「和文体以前の「倭文体」をめぐる」(『萬葉』二〇〇三年九月) は、日本語の意味で和文体と称されてきた上代の文体に対して、「倭文体」の呼称を提唱している。ここでは一般的呼称に配慮して和文体を用いるが、小論で取り上げる紀の韻文詞章の書記という問題にとって貴重な指摘である。

- (8) 亀井孝「古事記はよめるか」(『古事記大成3言語文字篇』一九五七年) は清寧記の名告りの詠に対して、「室壽の詞」の「資料が、原形のおまかげをとめたかたちで、古事記のなかに挿入されたいじるしい例なのではなからうか」と推測している。それは紀の①から④にも同様に考えられるのであって、和文を表記した多様な資料も紀の編纂に用いられたであろう。

- (9) 多田一臣「古代文学表現史論」(一九九八年) はこの託宣の言葉に「称辞が多用されるなど表現が韻律をも」つことを指摘している。

- (10) 新編全集『日本書紀』頭注は「履中天皇の皇太子時代の呼称」で、「皇位継承上の呪詛たるツルギタチ(剣刀)を身に添え持っている皇太子去来穂別皇子よ」の意とする。とすれば、皇位継承に関わる予兆(喩的)の呪言ということになる。

- (11) 注(6) 同書

- (12) 土橋寛「宮廷寿歌とその社会的背景——「天語歌」を中心として」
〔古代歌謡論〕一九六〇年、初出は一九五六年六月）は、「漸層的対句」について「木の葉の呪力が蓄積され」、「酒はマナに満ちた飲物となる」という表現効果を指摘している。
- (13) 居駒「古事記の歌と琴歌譜——琴の声の命脈」（『古代の歌と叙事文芸史』二〇〇三年、初出は一九九四年二月）。
- (14) 小島憲之『上代日本文學と中國文學 上』（一九六二年）
(15) 記の方にも天皇儀礼と琴（歌）との関係が記される。仁徳記の雁の卵問答歌や雄略記の吉野の童女の歌である。これらは礼楽思想との直接的な関係というよりも、宮廷儀礼に組み込まれた琴（歌）を記すものであって、琴（歌）を含む宮廷儀礼の歌舞が礼楽思想の受け皿になったと考えるべきであろう。ただし、清寧記の名告りの詠に「如調八絃琴 所治賜天下」とあるのは、礼楽思想に影響された詞句と見なければならぬであろう（西本香子『古代日本の王権と音楽』二〇一八年）。
- (16) 注（6）同書
- (17) 大久間喜一郎・居駒永幸編『日本書紀「歌」全注釈』（二〇〇八年）の居駒担当「顕宗紀①弘計王の室寿」。
- (18) 『時代別国語大辞典 上代編』
- (19) 注（6）同書は「天万国万」が孝徳天皇の諡号に類似し、この条しか見えないことから、「かなり新しい時代の述作」としている。
- (20) 「詠」論——ヲケノ命の名告りと乞食者詠——（『ことばの呪性と生成』一九九六年、初出は一九九四年）
- (21) 『古日本文学発生論』一九七八年
- (22) 注（17）同書
- (23) 注（17）同書